

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	地すべり防止区域内における行為の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	地すべり等防止法第 18 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	地すべり等防止法第 18 条第 1 項・第 2 項 地すべり等防止法施行令第 4 条、第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 地すべり防止区域内において、次の(1)～(5)のいずれかに該当する行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>① 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（施行令第 4 条第 1 項で定める軽微な行為を除く。）</p> <p>② 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（施行令第 4 条第 2 項で定める軽微な行為を除く。）</p> <p>③ のり切又は切土で施行令第 5 条第 1 項で定めるもの</p> <p>④ ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で施行令第 5 条第 2 項で定めるものの新築又は改良</p> <p>⑤ ①～④に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で施行令第 5 条第 3 項で定めるもの</p> <p>(2) 町長は、(1)の許可の申請があった場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 81 第 1 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日